白老町 再生可能エネルギー発電事業の手続きについて

白老町で再生可能エネルギー発電事業を始める場合、「白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業 との調和に関する条例」に関する手続きが義務付けられています。

10 k w未満の再生可能エネルギー発電事業や住宅の屋根のソーラーパネルなどは、対象外です。

設置に関して

事前協議(第10条)

- •事業を始める前にまずお問い合わせください。
- •正式に事業をすすめる前に、事前協議書(様式1号)を提出してください。

周辺関係者への説明 (第11条)

- ・周辺住民などへ説明会を開催してください。
- •説明会の開催後、事前周知結果報告書(様式第2号)を提出してください。

届出の提出 (第13条)

・工事着手の60日前まで再生可能エネルギー発電事業届出書(様式第3号)を提出してください。

工事完了の届出 (第15条)

•発電設備の設置工事が完了したら、再生可能エネルギー発電設備設置工事完了(中止)届(様式 第9号)を提出してください。

運用・事業廃止に関して

標識の掲示 (第16条)、維持管理の報告 (第17条)

- •工事完了後から撤去までの間、見やすい場所に標識を設置してください。
- ・翌年度の6月末までに再生可能エネルギー発電設備運用状況等報告書(様式第11号)を提出してください。

承継 (第18条)

•相続や売買、合併などで、事業者が変わった場合は、14日以内に再生可能エネルギー事業承継届出書(様式第12号)を提出してください。

廃止の届出 (第19条)

- •事業を廃止する場合は、30日前までに再生可能エネルギー発電事業廃止届出(様式第13号)を提出してください。
- •設備の撤去が完了したら、30日以内に再生可能エネルギー発電事業完了届出(様式第14号)を提出してください。。
- ・発電設備の運用、災害時及び事業廃止後の措置について協定の締結を求めることがあります(第14条)
- ・届出を行わなかった場合など、立入調査や指導・勧告することがあります(第21条、第22条)

上記は白老町条例に基づく手続きです。ほかの各種法令などに基づく手続きについては、各関係機関にお問い合わせください。